

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和8年8月3日（月）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

第 1 議事録署名委員について

第 2 議案 第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について

第 3 議案 第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

第 4 議案 第 28 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年8月3日(月)

2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 14名

会長(議長) 14番 北田 直喜

委員 1番 伊東 幹治 2番 関口 勝昭

3番 山根 清次 4番 梅原 修

5番 森崎 陽子 6番 谷崎 雅彦

7番 宮崎 敬光 8番 水尾 英俊

9番 中山 彦信 10番 佐々木 隆

11番 稗苗 史絵 12番 大崎 章博

13番 高橋 順子

5. 総会を欠席した農業委員の数 0名

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

松倉地区 政二 幸寛 上野方地区 窪田 信行

7. 議事録署名委員

3番 山根 清次 4番 梅原 修

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主事 山根 悠平 主事 清水 雅之

主事 鷹休 誠人

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和8年度8月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、3番山根委員、4番梅原委員にお願いいたします。

議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件6筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が6,621 m²です。

【議案第26号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

8番： 事務局の説明のとおりです。許可妥当と考えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第26号は決定いたします。

議案第27号農地法第5条第1項による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が499㎡です。

【議案第27号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員である7番の宮崎委員ですが、遅れて到着されるとの旨伺っております。電話で聞き取りをしたところ、本申請については許可妥当と考えるとのことでした。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 特に意見が無いようでしたら申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

議長： 異議が無いようですので、議案第27号は決定いたします。

議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全14件、48筆、76,926㎡になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(7番 宮崎委員到着)

12番： 494番、481番について改めてご説明をお願いしたい。

事務局： 494番についてですが、今まで耕作されていた方が耕作できなくなり、別の方に耕作してもらうことになりました。その農地のうち、所有者不明につき、県知事裁定により配分していたこの農地を新しい耕作者と契約するものです。494以外の耕作者変更に伴う契約は今年の12月以降に契約することになります。

481番についてですが、地権者から耕作者に農地を貸す契約ですが、一旦地権者と公社の契約を先にしておき、遊休農地解消事業を利用して農地を耕作できる状態に整えてから耕作者に農地を貸す契約を結ぶ予定です。

12番： 遊休農地解消事業はいつからあるのか。

事務局： 割と昔からある事業で、昨年も使用しました。

12番： 耕作放棄地には今回のケースのような、相続未登記により所有者不明である農地がたくさんあると思うがそういった農地に担い手は触れないのか。

事務局： 相続未登記により地権者が分からないときは、農業委員会等が相続人を探索します。所有者がわからない、判子をもらえないからと言って耕作できないということはありません。

議長： 他に意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

議長： 異議が無いようですので、議案第28号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

- 事務局：
- 1 農地利用最適化推進委員の選考結果について
 - 2 農地パトロールについて
 - 3 大区画化等加速支援事業について
 - 4 農振除外（令和8年5月受付分）について
 - 5 農業委員会表彰候補者の推薦について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第26号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、従前から申請地を借り受けて耕作している譲受人へ農地の所有権を移転するものである。 権利移転後はこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、7月22日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第26号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人		譲受人	作成者
	判断の理由		該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人が所有している及びリース予定の機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。		しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし		しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。		しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。		しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。		しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、申請地に隣接している法人事業所の代表者で、申請地の雑草駆除を定期的に行っている譲受人へ農地の所有権を移転するものである。 権利移転後はナス等の野菜を耕作する予定であり、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、7月22日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。		しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第27号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人		譲渡人	作成者
	許可要件の状況		
農地の区分	申請地は農地集団規模が10ha以上の農地でかつ、土地改良事業実施区域であるため、第1種農地と判断しました。許可基準は集落接続です。		
転用目的	住宅敷地		
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続案内の写しを添付しておりますので適当であると考えます。		
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。		
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。		
行政庁の免許、許可、認可等の見込み			
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。		
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。		
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地が目的であり該当しないと考えます。		
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水および生活排水については公共下水道に接続し、排水する計画です。 今回の転用により集団農地を分断することはありません。		
一時転用の妥当性			
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況			